

議案第44号

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のとおり定めるものとする。

令和7年10月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和8年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

令和8年度愛媛県県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 松山盲学校への出願期間は、令和8年1月27日（火）午前9時から2月9日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月9日（月）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信

書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。) の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 松山盲学校以外の県立特別支援学校(以下「その他特別支援学校」という。)への出願期間は、令和8年1月27日(火)午前9時から2月9日(月)正午までとする。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、2以上の学科を設置する県立特別支援学校の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするときを除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(4) 出願手続

ア 松山盲学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

a 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校(以下「在籍中学部等」という。)の校長(以下「在籍中学部等校長」という。)を経て(在籍中学部等のない場合(在籍中学部等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。))にあっては、直接)、松山盲学校長に提出しなければならない。

b 県外からの入学志願者は、aにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 松山盲学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、承認を受けるものとする。

イ その他特別支援学校への出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 入学志願者は、次のとおり出願手続を行うものとする。

a 入学志願者は、事前にえひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより、出願手続を行う。

b 県外からの入学志願者は、aにより出願手続を行うとともに、在籍中学部等校長を経て(在籍中学部等のない場合にあっては、直接)、志願先の特別支援学校(令和8年度に新設される松山城北特別支援学校にあ

っては、みなら特別支援学校)の校長(以下「志願先校長」という。)に入学志願理由書を提出しなければならない。

(イ) 在籍中学部等校長は、入学志願者による出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 入学志願者の在籍中学部等が県内の公立の中学部等又は中等教育学校である場合、在籍中学部等校長は、入学志願者が出願手続により入力したデータに報告書(2に掲げるものをいう。以下同じ。)を添付して、専用出願管理システム(以下「入試出願システム」という。)により志願先校長へ提出するものとする。

b 入学志願者の在籍中学部等がaに掲げるもの以外の場合、在籍中学部等校長は、えひめ電子申請システムの利用者登録を行った上で、同システムにより報告書(県外からの入学志願者の場合は、報告書及び入学志願理由書)を志願先校長へ提出するものとする。

(ウ) 志願先校長は、出願手続が行われたときは、次のとおり手続を行うものとする。

a 志願先校長は、提出された出願手続のデータ及び報告書について受理する。

b 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書(令和2年3月以前の卒業生については、卒業証明書)

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票(松山盲学校の入学志願者に限る。)

なお、松山盲学校への出願については、令和8年2月12日(木)午前9時から同月20日(金)午後4時までの間に提出するものとする。

おって、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科及びキャリアデザイン科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

令和8年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和7年5月20日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和8年3月10日（火）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。ただし、松山城北特別支援学校にあっては、みなら特別支援学校松山城北分校とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して

入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月19日（木）午前10時に、当該特別支援学校（令和8年度に新設される松山城北特別支援学校にあっては、みなら特別支援学校松山城北分校）において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができる。

(2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月19日（木）から1月間とする。

なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととする。

(3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の特別支援学校に送付することにより行うこと。

(4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時（3月19日（木）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。

(5) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業

する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等（以下「在籍高等部等」という。）の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍高等部等のない場合（在籍高等部等が外国に所在する場合を含む。以下同じ。）にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書を令和8年2月12日（木）午前9時から同月20日（金）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書（令和2年3月以前の卒業生については、卒業証明書）

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵便等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、令和8年3月10日（火）とし、その日程につ

いては、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和8年3月19日（木）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載する。

7 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名	募集人員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科
		8
	保 健 理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科
		8
	理 容 科	8
し げ の ふ 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科
		24
	産 業 科	16
み な ら 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科
		60
	産 業 科	16
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科
		50
	産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (聴 覚 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科
		8
	産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (知 的 障 が い 部 門)	本 科	普 通 科
		30
	産 業 科	16
宇 和 特 別 支 援 学 校 (肢 体 不 自 由 部 門)	本 科	普 通 科
		8
	産 業 科	16
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科
		32
	産 業 科	8
新 居 浜 特 別 支 援 学 校 川 西 分 校	本 科	普 通 科
		8
	産 業 科	16
松 山 城 北 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科
		16
	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 科	8
計		340

議案説明

愛媛県県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）
第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、
令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定
めようとするものである。

令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の概要

第1 募集人員

別表のとおり

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間 令和8年1月27日(火)午前9時から2月9日(月)正午まで

(3) 出願制限

2以上の愛媛県県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

(4) 出願手続

ア 松山盲学校

従来どおり紙媒体により出願

イ その他特別支援学校

えひめ電子申請システムにより出願

2 学力検査

普通科及びキャリアデザイン科以外の学科の入学志願者に対して実施

(1) 検査教科 当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定

(2) 検査問題 令和8年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和7年5月20日愛媛県教育委員会公告。以下「公告」という。)2(1)イ(7)に定めるところによる。

(3) 検査期日 令和8年3月10日(火)

(4) 検査場 志願先の特別支援学校

3 面接及び適性検査

(1) 面接 入学志願者全員に対して実施

(2) 適性検査 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して実施

(3) 検査期日 学力検査と同日

(4) 検査場 志願先の特別支援学校

4 入学者の選抜方法

報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜

5 合格者の発表

令和8年3月19日(木) 午前10時

当該特別支援学校において、受検番号を掲示

教育委員会が指定するウェブページに受検番号を掲載

6 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月19日(木)から1月間とする。
- (2) 開示内容については、学力検査の教科別得点とその合計点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 令和8年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「高等部等」という。)を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間 令和8年1月27日(火)午前9時から2月9日(月)正午まで

(3) 高等部本科との併願 松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続 従来どおり紙媒体により出願

2 学力検査

入学志願者全員に対して実施

(1) 検査教科 松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定

(2) 検査問題 公告2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 検査期日 令和8年3月10日(火)

(4) 検査場 松山盲学校

3 面接及び適性検査

(1) 面接 入学志願者全員に対して実施

(2) 適性検査 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して実施

(3) 検査期日 学力検査と同日

(4) 検査場 松山盲学校

4 入学者の選抜方法

報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜

5 合格者の発表

令和8年3月19日(木) 午前10時 松山盲学校において、受検番号を掲示

教育委員会が指定するウェブページに受検番号を掲載

6 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 学力検査結果の郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和8年3月19日(木)から1月間とする。

(2) 開示内容については、学力検査の教科別得点とその合計点

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和8年度愛媛県県立特別支援学校高等部募集人員

学 校 名	学 科 名		募集人員
松山盲学校	本 科	普通科	8
		保健理療科	8
	専攻科	理療科	8
松山聾学校	本 科	普通科	8
		理容科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普通科	24
みなら特別支援学校	本 科	普通科	60
		産業科	16
今治特別支援学校	本 科	普通科	50
		産業科	16
宇和特別支援学校（聴覚障がい部門）	本 科	普通科	8
宇和特別支援学校（知的障がい部門）	本 科	普通科	30
		産業科	16
宇和特別支援学校（肢体不自由部門）	本 科	普通科	8
新居浜特別支援学校	本 科	普通科	32
		産業科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本 科	普通科	8
松山城北特別支援学校	本 科	普通科	16
		キャリア デザイン科	8
計			340